

報告第7号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第5号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月9日専決

新城市長 下 江 洋 行

- 1 事故発生日時 令和5年5月24日 午前8時45分頃
- 2 事故発生場所 新城市字下川地内
- 3 賠償する相手方 豊川市在住 20代女性
- 4 事故の概要 令和5年5月24日（水）午前8時45分頃、新城市字下川地内において、桜淵水道監視センターの停電に伴う現地確認のため、市職員の運転する公用車が文化会館前交差点を右折した際に、横断歩道を歩行中の相手方に衝突、転倒させ、1メートル程度引きずったことにより、左手指及び両膝に挫傷等の外傷を負わせたもの。
- 5 損害賠償額 102,435円

報告第8号

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

別紙

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

令和4年度健全化判断比率

標準財政規模 (千円)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
14,934,533	—	—	7.8	46.9

(参考)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.78	17.78	25.00	350.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

令和4年度資金不足比率

会計名	宅地造成事業 特別会計	病院事業会計	水道事業会計	工業用水道 事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—	—	—

報告第9号

新城市土地開発基金の運用状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和4年度新城市土地開発基金の運用状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第10号

公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和4年度公益財団法人農林業公社しんしろの経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第11号

有限会社つくで手作り村の経営状況

新城市法人の設立及び出資等に関する条例（平成17年新城市条例第227号）第17条の規定により、令和4年度有限会社つくで手作り村の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

報告第12号

新城市土地開発公社の経営状況

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和4年度新城市土地開発公社の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下江洋行

報告第13号

令和4年度新城市一般会計予算の継続費に係る精算報告書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行



継 続 費 精 算 報 告 書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
02 総務費	01 総務管理費	鳳来総合支所 等整備事業	3	31,201,000	0	31,200,000	0	1,000	26,900,000	0	26,100,000	800,000	0	4,301,000	0	5,100,000	△ 800,000	1,000
			4	948,718,000	0	948,700,000	0	18,000	931,354,000	0	848,600,000	31,780,000	50,974,000	17,364,000	0	100,100,000	△ 31,780,000	△ 50,956,000
			計	979,919,000	0	979,900,000	0	19,000	958,254,000	0	874,700,000	32,580,000	50,974,000	21,665,000	0	105,200,000	△ 32,580,000	△ 50,955,000
08 土木費	02 都市計画費	コンパクトシ ティ形成事業	3	7,183,000	3,590,000	0	0	3,593,000	5,390,000	0	0	0	5,390,000	1,793,000	3,590,000	0	0	△ 1,797,000
			4	5,214,000	2,600,000	0	0	2,614,000	4,062,300	0	0	0	4,062,300	1,151,700	2,600,000	0	0	△ 1,448,300
			計	12,397,000	6,190,000	0	0	6,207,000	9,452,300	0	0	0	9,452,300	2,944,700	6,190,000	0	0	△ 3,245,300
10 教育費	04 社会教育費	地域文化広場 改修事業	3	57,050,000	0	51,300,000	0	5,750,000	21,360,000	0	18,800,000	0	2,560,000	35,690,000	0	32,500,000	0	3,190,000
			4	228,192,000	0	205,300,000	0	22,892,000	260,719,160	0	229,900,000	0	30,819,160	△ 32,527,160	0	△ 24,600,000	0	△ 7,927,160
			計	285,242,000	0	256,600,000	0	28,642,000	282,079,160	0	248,700,000	0	33,379,160	3,162,840	0	7,900,000	0	△ 4,737,160

第125号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

専決第4号

令和5年度新城市一般会計補正予算（第5号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和5年7月3日専決

新城市長 下 江 洋 行

第126号議案

新城市交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例の制定

新城市交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市交通安全施策推進基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市における交通安全施策の推進に要する経費の財源に充てるため、新城市交通安全施策推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とし、新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴い処分される財産をもって充てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、市における交通安全施策の推進を図るため必要があるからである。

## 第127号議案

### 新城市災害派遣手当等に関する条例の一部改正

新城市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

新城市災害派遣手当等に関する条例（平成17年新城市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第128号議案

### 新城市火災予防条例の一部改正

新城市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市火災予防条例の一部を改正する条例

新城市火災予防条例（平成17年新城市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15 (注)	15	15 (注)	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 (注)	15	15 (注)	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0		
					据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
				炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類さ			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		

れない もの	使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の新城市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

理 由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る規定を見直すとともに、火災予防上必要な措置を整理する等のため必要があるからである。



## 第129号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「であって、同条第9項」を「及び同条第10項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第130号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第6号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第131号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第7号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第132号議案

令和5年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第133号議案

令和5年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第134号議案

令和5年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第135号議案

令和5年度新城市海老財産区特別会計補正予算（第1号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第136号議案

令和4年度新城市一般会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行



第137号議案

令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第138号議案

令和4年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第139号議案

令和4年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第140号議案

令和4年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第141号議案

令和4年度新城市千郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市千郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第142号議案

令和4年度新城市東郷財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市東郷財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第143号議案

令和4年度新城市吉川組財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市吉川組財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第144号議案

令和4年度新城市小畑財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市小畑財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行



第145号議案

令和4年度新城市中宇利財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市中宇利財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第146号議案

令和4年度新城市富岡財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市富岡財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第147号議案

令和4年度新城市黒田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市黒田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第148号議案

令和4年度新城市庭野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市庭野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第149号議案

令和4年度新城市一鍬田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市一鍬田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第150号議案

令和4年度新城市八名井財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市八名井財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第151号議案

令和4年度新城市大野財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市大野財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第152号議案

令和4年度新城市川合池場財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市川合池場財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行



第153号議案

令和4年度新城市海老財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市海老財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第154号議案

令和4年度新城市山吉田財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市山吉田財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第155号議案

令和4年度新城市作手財産区特別会計決算認定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度新城市作手財産区特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第156号議案

令和4年度新城市病院事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度新城市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第157号議案

令和4年度新城市水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度新城市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第158号議案

令和4年度新城市工業用水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度新城市工業用水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

第159号議案

令和4年度新城市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度新城市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 第160号議案

### 工事請負契約の締結

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第2条の規定により、次の工事請負契約について議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 新城地域文化広場自家発電設備改修工事                            |
| 2 | 工 事 場 所 | 新城市字下川1番地1                                    |
| 3 | 工 事 概 要 | 発電設備工事 一式                                     |
| 4 | 契 約 金 額 | 110,814,000円                                  |
| 5 | 契 約 方 法 | 一般競争入札  |
| 6 | 契約の相手方  | 名古屋市東区東桜二丁目3番22号<br>カシワギ電気株式会社<br>代表取締役 柏 太 輔 |

### 理 由

この案を提出するのは、新城地域文化広場自家発電設備改修工事施工のため必要があるからである。



第161号議案

新城市公平委員会委員の選任

次の者を新城市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	伊 藤 隆 穂	

理 由

この案を提出するのは、令和5年11月28日をもって任期満了となる公平委員会委員がいるため必要があるからである。

第162号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	生 田 智 美	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第163号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	久保田 尚 子	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第164号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	小 山 嘉 之	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第165号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	武 川 喜 久	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第166号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	安 形 武	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第167号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	石 野 泰 志	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第168号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	片 桐 彦 一	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。



第169号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	河 合 勝 正	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第170号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	西 郷 耕 一	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第171号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	竹 川 正 文	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第172号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	原 田 裕 子	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第173号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	森 野 哲 明	

理 由

この案を提出するのは、令和5年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第174号議案

新城市固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を新城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	河 邊 伸 泰	

理 由

この案を提出するのは、令和5年11月28日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員がいるため必要があるからである。

第175号議案

新城市固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を新城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	中 島 豊 司	

理 由

この案を提出するのは、令和5年11月28日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員がいるため必要があるからである。

第176号議案

新城市固定資産評価審査委員会委員の選任

次の者を新城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	請 井 洋 一	

理 由

この案を提出するのは、令和5年11月28日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員がいるため必要があるからである。



第177号議案

新城市教育委員会委員の任命

次の者を新城市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	青 山 芳 子	

理 由

この案を提出するのは、令和5年11月28日をもって任期満了となる教育委員会委員がいるため必要があるからである。

第178号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	藤 原 明	

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。

第179号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	松 下 節 男	

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。

第180号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	松 下 勝 紀	

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。

第181号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	鈴木勝美	

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。

第182号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	原 田 克 幸	

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。

第183号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	小 山 浩 二	

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。

第184号議案

新城市海老財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市海老財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	原 田 英 壽	

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる財産区管理委  
員がいるため必要があるからである。



第185号議案

新城北設楽交通災害共済組合の解散

令和6年3月31日をもって新城北設楽交通災害共済組合を解散することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により別紙のとおり関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

理 由

この案を提出するのは、新城北設楽交通災害共済組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。

## 新城北設楽交通災害共済組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、新城北設楽交通災害共済組合の解散に関する協議について、下記のとおり定める。

### 記

新城北設楽交通災害共済組合は、令和6年3月31日をもって解散する。

令和 年 月 日

新 城 市 長

下 江 洋 行 印

設 楽 町 長

土 屋 浩 印

東 栄 町 長

村 上 孝 治 印

豊 根 村 長

伊 藤 浩 亘 印

## 第186号議案

### 新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産の処分

令和6年3月31日をもって新城北設楽交通災害共済組合が解散することに伴い、同組合が所有する財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により別紙のとおり関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 理 由

この案を提出するのは、新城北設楽交通災害共済組合が解散することに伴い、同組合が所有する財産の処分について、関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。

## 新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う 財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、下記のとおり定める。

### 記

新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴い、同組合の財産を別紙のとおり帰属させるものとする。

令和 年 月 日

新 城 市 長

下 江 洋 行 印

設 楽 町 長

土 屋 浩 印

東 栄 町 長

村 上 孝 治 印

豊 根 村 長

伊 藤 浩 亘 印

(別紙)

新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、新城北設楽交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり定める。

(目的)

第1条 この協議書は、新城北設楽交通災害共済組合（以下「組合」という。）を解散することに伴い、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「関係市町村」という。）が行う財産処分について、必要な事項を定めるものとする。

(組合の財産)

第2条 組合の財産は、次のとおりとする。

- (1) 基金
- (2) 物品

(関係市町村への帰属)

第3条 前条の組合の財産は、別記のとおり関係市町村に帰属するものとする。

(その他)

第4条 この協議書に定める事項について疑義が生じた場合は、関係市町村の長が協議して決定するものとする。

(別記)

新城北設楽交通災害共済組合の財産処分

処分する財産及び帰属先

財産の種類	数量等	帰属先
基金	99,457,000 円	新城市 74,020,000 円
		設楽町 17,350,000 円
		東栄町 5,761,000 円
		豊根村 2,326,000 円
物品	令和6年3月31日現在の登録備品	新城市

## 第187号議案

### 新城北設楽交通災害共済組合規約の変更

新城北設楽交通災害共済組合規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により別紙のとおり関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 理 由

この案を提出するのは、令和6年3月31日をもって新城北設楽交通災害共済組合が解散することに伴う規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため必要があるからである。

## 新城北設楽交通災害共済組合規約の一部を変更する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、新城北設楽交通災害共済組合規約（昭和45年指令地第20号）を別紙のとおり変更することについて協議する。

令和 年 月 日

新 城 市 長                      下 江   洋 行   印

設 楽 町 長                      土 屋   浩   印

東 栄 町 長                      村 上   孝 治   印

豊 根 村 長                      伊 藤   浩 亘   印



(別紙)

新城北設楽交通災害共済組合同規約の一部を変更する規約

新城北設楽交通災害共済組合同規約（昭和45年指令地第20号）の一部を次のよう  
に変更する。

変更後	変更前
(解散に伴う事務の承継) 第10条 組合の解散に伴う事務は、新 城市が承継する。	

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。